

第6章 計画の推進方策

1. 計画の進行管理

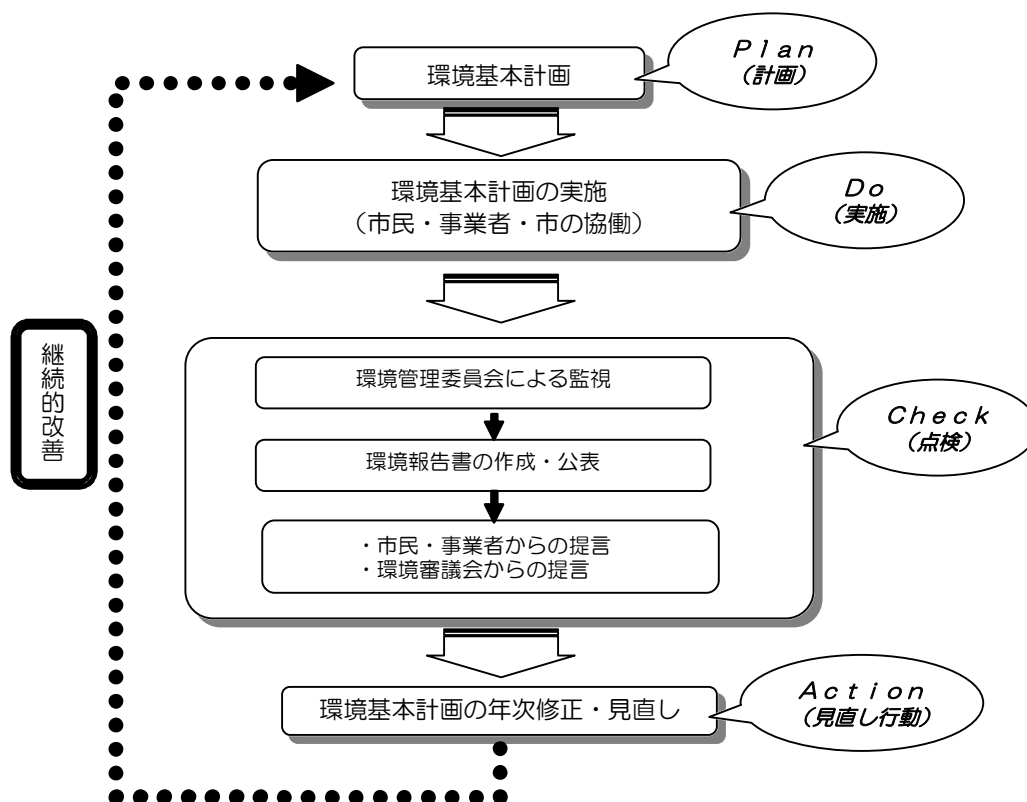
1) 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルを確立させ、市民や事業者に関われた評価システムにより、様々な視点からの推進状況を評価・把握しつつ推進していきます。

具体的には、坂戸市において認証取得しているISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、計画の進捗状況を庁内の横断的組織である「環境管理委員会」によって、監視していくものとします。

また、市民・事業者等への定期的な公表や環境審議会へ報告を通じて意見・提言をいただき、継続的な改善を図っていくこととします。

■ 坂戸市環境基本計画の進行管理システム



2) 環境報告書の作成・公表

計画推進の実効性及び透明性を明らかにするため、計画の進捗状況や目標達成状況を「環境報告書」としてとりまとめ、冊子の配布やホームページでの掲示等により、市民・事業者に公表していきます。

環境報告書の公表は毎年行い、環境審議会等による第三者チェックの視点を持ち合わせながら、推進状況に関する点検・評価を行います。

●環境報告書の作成・公表

目的：計画の進捗状況の報告、目標達成状況等

公表内容：目標達成度、計画実施実績、環境の状況

広報手段：環境審議会への報告、冊子・インターネット等を活用した公表

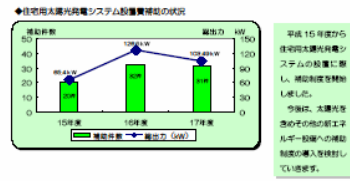


坂戸市環境報告書

～みんなでつくる水と緑の住みよい環境のまち「さかど」～

平成18年度版
坂戸市

- ＜17年度の事業概要等＞
- ▶ 住宅用太陽光発電システムの設置費補助については、31件（合計出力103.5kW）で前年度並みの実績となりました。
 - ▶ 環境学館いずみを含め、3施設4箇所にも太陽光発電設備を設置しています。なお、高圧発電設備は2施設2箇所に設置しています。
 - ▶ 昨年度に続き、2年連続で環境省の燃料電池自動車普及推進事業の実施団体に選ばれました。今年度は、中学生の環境教育を中心に活用を図り、環境省からも高い評価をいただきました。
 - ▶ 環境学館いずみには、(財)日本自動車研究所の協力により、ハイブリッド型充電器を設置しており、電気自動車の充電に活用しています。
 - ▶ 新エネルギーの普及を図るため、『坂戸市環境・新エネルギー展』を開催しました。そのほか、環境学館いずみや公民館において、燃料電池自動車の展示・簡易試乗会を実施しました。



◆公民館等への新エネルギー設備導入状況

施設名	設置箇所	用途	種類・出力
環境学館いずみ	屋根	屋内照明・空調	太陽光 (10kW)
	敷地裏	湯沸かし器	太陽光 (0.055kW) 風力 (0.0055kW)
環境学館	屋根	湯沸かし器・非常用電源	太陽光 (0.046kW) 風力 (0.0046kW)
	トイレ	トイレ内照明	太陽光 (0.15kW)

2. 計画の推進体制

計画の推進は、市民・事業者・市の三者がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで事業や取り組みを実施することに加えて、主体間の連携を図り、協働して計画を推進することが必要です。

そのため、市民・事業者・市の各主体ごとに計画の推進組織を設置するとともに、連携システムの構築や協働の会議の場を設け、まちぐるみによる計画の推進と進行管理を図ります。

1) 市の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するために、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを活用し、「環境管理委員会」により、環境施策を総合的・計画的に推進します。

環境管理委員会

【目的】

- ・市が実施する環境施策を積極的に推進するため、進行状況の点検及び施策の調整を図ることを目的とします。

【組織】

- ・市長を長とする部長クラスで構成します。

【内容】

- ・環境施策の実施状況を把握し、計画の進捗状況や目標の達成状況を評価します。
- ・市民、事業者、審議会の提言などをふまえて、施策の見直し・施策調整等を行います。
- ・市民や事業者が自主的に行う環境保全等の活動に対する支援方策の展開について、検討・調整を図ります。

2) 市民・事業者の推進体制

市民・事業者による自主的な環境保全等の活動を促進するため、市民・事業者により構成される「(仮称)環境市民活動会議」を開催します。

将来的には、市民・事業者と市が一体的に参画する活動組織へと昇格を図っていくものとし、活動目的や活動実践テーマを明確に掲げながら、本計画に掲げた各種の施策を具体的な活動実践へと展開できる連携システムの構築を目指します。

(仮称) 環境市民活動会議

【目的】

- ・ 目指すべき環境像及び環境目標を達成するため、市民・事業者の立場から環境保全等の活動を推進します。

【組織】

- ・ 環境保全等の活動を実践している市民・事業者

【内容】

- ・ 市民・事業者による自主的な環境保全等の活動に関わる企画立案や団体間の活動内容の調整を行います。
- ・ 自主的な環境保全等の活動を実践、展開するとともに、活動結果の評価・点検を行い、活動内容の見直しやレベルアップを図ります。
- ・ 市と協働して行う環境保全等の活動に対する協力体制や方策について、検討・調整を図ります。

3) 環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくため、環境施策に関する取り組みの実施状況及び数値目標の達成状況について「環境審議会」に、報告し、意見・提言を受けます。

4) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

■ 坂戸市環境基本計画の連携システム

